

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	被災者台帳の作成に関する事務の特定個人情報保護評価（基礎項目評価）の実施結果及び庁内連携情報項目の追加について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱第5条第1項第6号

(担当部課：総務部危機管理担当部危機管理課)

1 目的

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づき、被災者台帳の作成に関する事務について、個人番号（マイナンバー）を用いて事務を実施するため、特定個人情報保護評価の実施を行うとともに、事務処理に必要な庁内連携情報項目を追加する。

2 特定個人情報保護評価の実施結果

番号法に基づき、番号法の法定事務である被災者台帳の作成に関する事務について特定個人情報保護評価を実施した（資料33-1のとおり）。

そのため、新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱に基づき、当該特定個人情報評価書について、個人情報保護委員会へ提出に当たり、本審議会へ報告する。

3 庁内連携

番号法に基づく被災者台帳の作成に関する事務を処理するために庁内連携を行う。（従前は、目的外利用により利用）

庁内連携を行う情報項目は、資料33-2のとおり

4 今後のスケジュール

9月 特定個人情報保護評価書の個人情報保護委員会への提出及び公表

9～10月 団体内統合宛名等システムの改修

10月 マイナンバー利用開始